

# ◆農振除外(編入)・農地転用スケジュール表(見込み)

項目 月日	1ヶ月目					2ヶ月目				3ヶ月目				4ヶ月目				5ヶ月目				6ヶ月目				7ヶ月目				8ヶ月目				9ヶ月目				10ヶ月目				備考											
	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	28	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25		30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20
農振除外(編入)	申出書の提出	● 申出書の提出(要事前相談)																																																			
	農業委員会等への意見聴取	●—● 毎月下旬(議案×日は毎月10日)																																																			
	県への同意手続き(事前相談)	●—● 県による審査(1ヶ月半~2ヶ月程度)																																																			
	公告・異議申出	●—● 公告30日間、異議申出15日間(法に基づくため短縮不可)																																																			
	県への同意手続き(法定協議)	●—● 2週間程度																																																			
	公告【手続き完了】	● 手続き完了(農地転用へ) 一連の手続きが終わるまで、他の案件は処理できないため注意																																																			
農地転用(4・5条)	申請書の提出	● 要事前相談																																																			
	書類審査 現地確認等	●—● 許可申請書の提出(議案×日は毎月10日)																																																			
	農業委員会総会	● 毎月下旬																																																			
	県農業会議諮問・答申	● 毎月15日																																																			
	許可	● 答申を受け、内部決裁を経て許可																																																			

※面積規模や内容などにより変更になる場合がありますので、あくまで目安としてください。

※農振除外のうち1ha以上は県案件、農地転用のうち4ha超は北陸農政局案件となります。

◆問合せ・連絡先◆  
 農振除外：農林課 農業振興係(電話0255-74-0027)  
 農地転用：農業委員会事務局(電話0255-74-0030)